

# 知的財産契約の実務(第36回)

## 知的財産契約における秘密保持義務問題 一知的財産契約における秘密情報の重要性を考慮して―



青山学院大学法学部特別招聘教授 石田 正泰

### 目 次

#### はじめに

- I 秘密情報に関連する事項、問題
  - 1. 知的財産・知的財産権としての営業秘密・ノウハウ
  - 2. 不正競争防止法による営業秘密の保護
  - 3. 営業秘密の保護に関する実務的課題
  - 4. 特許出願かノウハウキープか
  - 5. 企業経営における営業秘密・ノウハウの管理
  - 6. 営業秘密・ノウハウの取扱い基準
  - 7. 共同研究開発と営業秘密
  - 8. 営業秘密・ノウハウと先使用権
  - 9. 雇用の流動性と営業秘密・ノウハウ
  - 10. ノウハウの活用における秘密管理
- Ⅱ 契約による秘密保持条項
  - 1. ノウハウライセンス契約と技術者のスピンアウト
  - 2. ノウハウとエスクロウ契約の留意点
  - 3. ノウハウライセンス契約における特許権の取扱い問題
  - 4. 企業経営におけるノウハウの位置付け・技術力・
  - 5. 秘密保持契約書
  - 6. ノウハウライセンス契約

#### まとめ

#### はじめに

現在、わが国においては、企業の持続的発展、それに基づいた国の国際的競争力等の観点から 知的財産を重視した諸施策が積極的に推進されている。知的財産施策において重要な位置を占め る「営業秘密」が「知的財産基本法」により知的財産、知的財産権として認知されたことは、極 めて重要な意味を有する。

#### I 秘密情報に関連する事項、問題

#### 1. 知的財産・知的財産権としての営業秘密・ノウハウ

知的財産・知的財産権とは何かについては、従来多様な考え方があったが、平成15年3月1日に施行された知的財産基本法の第2条において、知的財産(Intellectual Property)・知的財産権(Intellectual Property Right)が、それぞれ定義された。

知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であり、知的財産権とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義している。営業秘密は、知的財産基本法により知的財産・知的財産権とされたが、不正競争防止法においては、「営業秘密権」のように認知されていない。

#### 2. 不正競争防止法による営業秘密の保護

(1) 営業秘密の定義(第2条6項)

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

#### (2) 保護の趣旨

技術革新の進展や経済のソフト化、サービス化は、技術ノウハウや顧客リスト、販売マニュアルといった情報の財産的な価値を考慮して、不正競争防止法は、他社の営業秘密を窃取するなど、不正な手段により営業秘密を取得、使用等する行為を禁止している。

- (3) 保護の要件:営業秘密は、以下の3つの要件を満たしていることが必要である。
- ① 秘密として管理されていること(秘密管理性) これは、保有者が主観的に秘密として管理しているという意味でなく、客観的に従業員や外 部者等から秘密として管理していると認められる状態にあることをいう。
- ② 事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること(有用情報性) 具体的には、設計図、製法、マニュアルなどをいうが、「有用」もまた保有者の主観によっ て判断されるのではなく、客観的にみて、当該情報が現に保有者の使用、利用により経営効率 の改善等事業活動に役立つものという意味である。
- ③ 公然と知られていないこと(非公知性) これは、保有者の管理下以外では、一般的に入手することができない状態をいう。保有者以